

福岡県医発第 441 号 (総)

平成 17 年 5 月 27 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び血液製剤の
適正使用の推進について

標記につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知が参りましたのでお送りいたします。

本件は、今年 2 月の国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生が確認されたことを受け、イギリスに 1980 年から 1996 年の間に 1 日以上滞在した者及び 1997 年から 2004 年の間に 6 ヶ月以上滞在した者（ただしフランスについては、当分の間は 1980 年から 1996 年の間に通算 6 ヶ月以上滞在した者からの採血を見合わせることにしている）ドイツ、イタリアなどに 1980 年から 2004 年の間に 6 ヶ月以上滞在した者などからの採血を見合わせるよう日本赤十字社に対して通知したこと並びに厚生労働省において大臣を本部長に血液推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

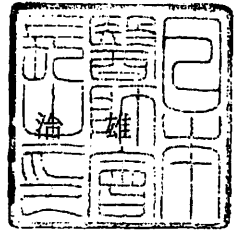
日医発第 123 号 (地 I 30)

平成 17 年 5 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松



採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び血液製剤の適正使用の推進について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省より本会に対して標記通知に関する周知方依頼がなされました。

本件は、今年 2 月に国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生が確認されたことを受け、イギリスに 1980 年から 1996 年の間に 1 日以上滞在した者及び 1997 年から 2004 年の間に 6 ヶ月以上滞在した者（ただしフランスについては、当分の間は 1980 年から 1996 年の間に通算 6 ヶ月以上滞在した者からの採血を見合わせることにしている）ドイツ、イタリアなどに 1980 年から 2004 年の間に 6 ヶ月以上滞在した者などからの採血を見合わせるよう日本赤十字社に対して通知したこと並びに厚生労働省において大臣を本部長に血液推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしたことについて、本会に対し会員への周知方について依頼するものです。

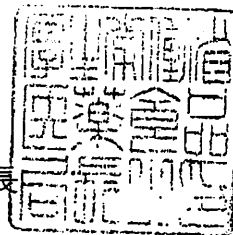
つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。



平成17年4月21日

(社) 日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局長



採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることにし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年2月に国内においてvCJDの発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の1のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

ついては、貴職におかれても、こうした状況を御理解の上、下記について、特段の御配慮を賜りますよう、貴会会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、下記の内容については、日本輸血学会等において問い合わせを受け付けますので、御不明の点は別紙連絡先へ照会いただきますよう、併せて周知願います。

記

- 1 輸血療法委員会の設置、定期的な開催、適正使用推進への取組（院内の輸血療法の現状把握、問題点の解析及び改革のための院内使用指針の策定、活用を含む。）
- 2 血液製剤の適正使用に係る各種指針等の活用（血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考に使用量削減に取り組むことを含む。）
- 3 輸血部門の責任医師の配置、同部門による輸血関連業務の一元化

<照会先>

○高橋孝喜

東京大学医学部附属病院輸血部教授

(薬事・食品衛生審議会血液事業部会適正使用調査会座長、日本輸血学会総務幹事)

電話：03-3815-5411 (内線3516)

FAX：03-3816-2516

○高松純樹

名古屋大学医学部附属病院輸血部教授 (日本輸血学会会長)

電話：052-744-2653

FAX：052-744-2656

○半田 誠

慶應義塾大学医学部輸血・細胞療法部長 助教授

電話：03-3353-1211 (代表)

FAX：03-3353-9706

○大戸 斉

福島県立医科大学医学部附属病院輸血・移植免疫部教授

電話：024-547-1536

FAX：024-549-3126

○佐川公矯

久留米大学医学部附属病院副院長

臨床検査部 教授 部長

電話：0942-31-7650 (輸血部門)

FAX：0942-31-7731 (輸血部門)



平成17年4月1日
薬食発第 0401016 号

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬食品局長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

さて、国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生が確認されたことを受け、採血時の問診に当たっては、「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成17年2月7日付け薬食発第0207006号貴職あて医薬食品局長通知）により、暫定的な措置として、1980年以降通算1か月以上の英国滞在歴を有する者からの採血を見合わせるよう対応をお願いしているところである。その後、当該vCJD患者の欧州滞在歴等に関する調査結果が明らかになったことを踏まえ、薬事・食品衛生審議会血液事業部会運営委員会において、当分の間の暫定措置として、1日以上英国滞在歴を有する者等からの採血を見合わせることにする方針が示されたところである。

今般、上記運営委員会の方針に沿った措置を実施した場合の献血確保量への影響等に関する調査結果を受け、去る3月31日に、血液事業部会運営委員会・安全技術調査会合同委員会において更なる検討を行ったところ、今後の献血の受入れについては、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から下記1のとおりとすることとされた。

については、下記1の措置を可及的速やかに実施するとともに、貴管下各血液センターへの周知について特段の御配慮をお願いする。なお、採血に御協力いただいている方々に対し、当該措置の趣旨について十分理解されるよう配慮されたい。

また、下記1の措置の実施により、血液製剤の供給が滞るおそれがあることから、今後、下記2のとおり献血推進に必要な方策を積極的に行うようお願いする。これらの方策については、貴管下各血液センターと十分に連携を図り、その実施に遺漏なきを期するとともに、その実施状況について随時報告されたい。

なお、これに伴い、「献血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成13年3月14日付け医薬血発第9号貴社事業局血液事業部長あて厚生労働省医薬局血液対策

課長通知及び平成13年11月16日医薬血発第62号貴社事業局血液事業部長あて厚生労働省医薬局血液対策課長通知)、「採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化について」(平成15年6月9日付け医薬発第0609002号貴社社長あて厚生労働省医薬局長通知)及び「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」(平成17年2月7日付け薬食発0207006号貴職あて厚生労働省医薬食品局長通知)は廃止する。

記

- 1 今後の献血の受入れに当たっては、別表に掲げる欧州滞在歴を有する者からの採血を見合わせることを。

(別表)

		滞在国	通算滞在歴	滞在時期
A	①	英国、(フランス) ^(注2)	1日以上 (1996年まで) 6か月以上 (1997年から)	1980年～ 2004年
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、ドイツ、ベルギー、ポルトガル	6か月以上	
	③	スイス	6か月以上	1980年～
B	①	オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ルクセンブルグ	5年以上	1980年～ 2004年
	②	アイスランド、アルバニア、アンドラ、クロアチア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、バチカン、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ルーマニア	5年以上	1980年～

(注1) Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる国の滞在歴を加算するものとする。

(注2) フランス滞在歴を有する者については、今後の献血推進策の実施による在庫水準の変動状況を見つつ、慎重に本措置を実施することとし、当分の間は、本表に掲げる時期に通算6か月以上の滞在歴を有する者からの採血を見合わせるものとする。

2 上記1の措置により血液製剤の供給が滞ることのないよう以下の方策を実施すること。

- (1) 貴社血液事業本部における緊急対策本部（仮称）の設置
- (2) 厚生労働省等関係機関との連携による献血の呼びかけ強化及び受入れ体制の整備（受付時間の延長等）
- (3) 血液センター所長会の緊急開催及び各血液センターへの指導
- (4) 血液製剤の供給に支障を生じる可能性のある水準（在庫の危険水準）の設定及び当該水準に達した場合の対応に係る体制の整備
- (5) 血液センターごとに在庫状況の迅速な把握を行う体制の整備と在庫状況の関係者への情報提供
- (6) 血液センターごとに随時在庫不足予報を発出することができる体制の整備
- (7) 在庫不足時には、全国の血液センター間で血液製剤を融通し合う体制の整備
- (8) 医療機関に対する血液製剤の適正使用の要請